

法科大学院の役割と将来展望

松本恒雄*

1 はじめに

広島大学法科大学院10周年、おめでとうございます。ただ今、ご紹介いただきましたように、私は昨年の夏までは一橋大学で法科大学院の教育をやっておりました。また、司法試験がちょうど旧制度から完全に新制度に移行するまでの間、旧司法試験の側の考査委員を10年間やりまして、2010年に最後の50人ほどを合格させてお役御免ということなり、「旧司法試験のおくりびと」と自称しております。

現在は教育する側ではなくて、教育を受けた人材、弁護士とかあるいは法科大学院の修了生をわれわれの組織でも一定数採用しております、そういう受入れ側という立場を有しているところでございます。

そこで、本日の話は、最初に法科大学院をつくるときの理念というのは一体何だったのかということ今一度確認して、それが実際どの程度実現されたか、あるいはされていないのかを数字を見ながら点検してみる。そのうえで、そうなった原因は何なのかを考え、現在、政府としてこの事態にどのように対処しようとしているのかを紹介し、最後に、法科大学院サイドとしてはどうすべきなのか、あるいは社会としてどのように考えるべきなのかとい

* 独立行政法人国民生活センター理事長・元一橋大学法科大学院長。本稿は、2014年10月15日に広島市で開催された広島大学法科大学院創立10周年記念行事における筆者の講演をもとに注などを書き加えたものである。講演の機会を与えていただいた法科大学院長の大久保隆志教授に感謝する。

う順でお話をさせていただきたいと思います⁽¹⁾。

2 司法制度改革の議論と法科大学院構想

法科大学院制度を創設した際の当初の理念ですが、基本的には法律家と医師をパラレルに考えるという発想が強かったと思います。「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすのが法曹なのだ、そのような役割の法曹をたくさん養成する必要があるということがコンセンサスでございました。法曹が少ないから増やさなければならない、そこがスタート点で、当初の構想では2010年ころには司法試験合格者を3,000人にすることが言われていました⁽²⁾。しかし、3,000人には最後まで達しないまま、この3,000人という目標は、政府として正式に取り下げられまして、目標としての数字はあげないということに現在ではなっています⁽³⁾。

では、法曹の人数を増やすために、従来から行われていた旧司法試験の合格者をドンドン増やしていけばいいのかというと、そうではないというのが当時の考え方でした。というのも、旧司法試験はエリートとしての一定の人数を選抜するという発想が大変強かったからです。長らく500人が合格者の上限だったわけで、その500人という一握りの者を合格させるために、2万人から3万人を受験させていました。合格率は2～3%でした。しかし、合格者数を単純に3,000人に増やしたら、500人と同じレベルで優秀な3,000人に

(1) 江澤和雄「法科大学院の現状と課題」レファレンス平成26年7月号2頁は、国立国会図書館調査及び立法考査局の職員が法科大学院の現状と課題をめぐる議論をまとめたレポートであり、参考になる。

(2) 「司法制度改革審議会意見書」(2001年)57頁 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf-dex.html>)。

(3) 「法曹養成制度検討会議取りまとめ」(2013年)7頁 (<http://www.moj.go.jp/content/000112068.pdf>)。

なるかという点、そうはならない。大学が放っておいても勝手に勉強して司法試験に受かる一定数の学生というのはどの年代にもいますが、それは一定数に限られています。

では、一定のレベルをもった法曹を多数養成するためにはどうすればよいか。放ったらかしておいても勝手に勉強して受かる少数の人間ではなく、法科大学院できちんと教育して、一定のレベルの能力を付けさせるかたちで人数を増やす必要がある。基本的な発想はここにあります。新しい司法試験は、極めて優秀な人を選抜するための試験ではない。法科大学院においてカリキュラムに基づいた教育をきちんと行って、ある意味では規格品だけでも、一定レベル以上の品質の人材をつくっていく。新司法試験はこのような意味での法科大学院教育の品質検査のための試験だということが、法科大学院と新司法試験の基本的な発想だったと考えております。

そうだからこそ、プロセスとしての法曹養成ということが強調されたわけです。従来のような自分で勝手に勉強して、最後に司法試験に受かるという一点を突破しさえすれば、それで法曹になれるという時代から、一定の期間にわたる組織的な教育を受けた成果としての法曹という方向にチェンジをしたわけです。そのためにプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院をつくり、試験に受かる秀才を選抜するためではない司法試験の仕組みをつくったわけです。従って、教育内容も、司法試験で出題される法律基本科目のみではなく、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目、法律実務基礎科目といった司法試験には出ない科目や実務家になってから役に立つような科目も必ず履修しなければならないということになりました。

そのうえで当時、修了者の7～8割が司法試験に合格できるように充実した教育を行うのだということで、7割、8割という数字も挙げられました⁽⁴⁾。この数字が独り歩きしていたようなところもございます。大学や学生が努力

(4) 「司法制度改革審議会意見書」(前掲注2) 66頁。

36- 法科大学院の役割と将来展望（松本）

しなくても、自動的に7割、8割が受かるかのような幻想を持たされたというところもありますが、それだけの学生が受かるような充実した教育をするというほうに力点があったわけです。結果的には、私の在職しておりました一橋大学は、とりわけ未修者教育がうまくいったことから、かなり高い率で合格者を出すことができました⁽⁵⁾。

3 法科大学院のスタートとその後の10年の現実

3-1 法科大学院入学者数

そのような理念のもとに、2004年度から学生の受入れを開始して、法科大学院制度がスタートしました。以下では、法科大学院の入口と出口の面から、その後の状況がどうであったかを見ていくことにします。

表1 法科大学院入学者数の推移⁽⁶⁾

年度	学生募集 大学 数	入学定 員総数	入学志 願者総 数	実入学 者数	既修者 コース 入学者数	未修者 コース 入学者数	社会人 入学者 率	法学系 卒業率
2004	68	5,590	72,800	5,767	2,350	3,417	48.4%	65.5%
2005	74	5,825	41,756	5,544	2,063	3,481	37.7%	70.1%
2006	74	5,825	49,341	5,784	2,179	3,605	33.3%	71.7%
2007	74	5,825	45,207	5,713	2,169	3,544	32.1%	73.9%
2008	74	5,795	39,555	5,397	2,066	3,331	29.8%	73.9%
2009	74	5,765	29,714	4,844	2,012	2,823	26.8%	74.7%
2010	74	4,909	24,014	4,122	1,923	2,199	24.1%	78.9%
2011	73	4,571	22,927	3,620	1,916	1,704	21.1%	79.3%
2012	73	4,484	18,446	3,150	1,825	1,325	21.9%	81.2%
2013	69	4,261	13,924	2,698	1,617	1,081	19.3%	81.4%
2014	67	3,809	11,450	2,272	1,461	811	18.6%	84.8%
2015	54	3,175						
2016	52?	?						

(5) 松本恒雄「日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望」一橋法学12巻1号（2013年）1頁参照。

表1は、法科大学院の入学者数等の推移について示しています。法科大学院の数は一時期74校ありましたが、2015年度の学生募集を行った法科大学院数は54校にまで減少しました。2016年度には、現在のところ52校（2013年12月末時点で51校）が学生募集を行うとしています、今後もっと減る可能性があります。

志願者数は、最初の年である2004年度が一番多く、72,000人に上ったといっても、一人で数校受けていることが多いので、実際の受験者数はおそらくこの3分の1から4分の1くらいかと思います。2014年度の入学志願者総数は11,000人余りですが、出願のためには適性試験を受験していることが要件となっており、2013年に2回行われた統一適性試験の実受験者数は4,945人で、そのうち法科大学院入学資格を有している者の数は4,792人とのことです⁽⁷⁾。2014年度の入学定員は3,809人なので、単純に計算すれば志願者の8割がどこかの法科大学院に入学可能という数字です。

実入学者数もちろん減ってきているわけですが、特徴的なことは、当初は既修者コースすなわち2年コースの入学者数2,350人に対して、未修者コースすなわち3年コースの入学者数3,417人と、未修者コースのほうが多かったところ、2011年度からこれが逆転し、2014年度は既修者コース1,461人、未修者コース811人と、既修者コース入学者のほうがはるかに多くなっているということです。すなわち学部で法学をきちんと勉強した者が入学者全体の3の2くらいになっています。社会人の割合も当初48.4%と半分くらいだったのが、2013年度からは2割を切っております。そして未修者コース入学者の

(6) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」と略）「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」（2014年）（以下「特別委員会2014年提言」として引用）参考資料1-5「志願者数・入学者数の推移（平成16年度～26年度）」（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353566.htm）ほかから筆者作成。

(7) 適性試験管理委員会「2013年法科大学院全国統一適性試験実施報告書」7頁（http://www.jlrf.or.jp/jlsat/pdf/20131226_houkoku.pdf）。

中でも実際は法学系出身者が増えていて、全入学者の中で法学系出身者の占める割合が2014年度には85%近くまで達しています。言い換えれば、社会人や他学部の学生が敬遠するようになってきており、多様な人材を集めるという当初の理念とはほど遠い状態になっているということです。

一橋大学の法科大学院に1期生で入ってきた未修者コースの学生の中に、情報工学の大学院を出てIT関係の仕事をしていた人がいました。3年後の2007年の司法試験では、全国1,851人の合格者の中で法学部出身の既修者を押しつけてトップで合格しました。完全未修の状態ですら3年間勉強して、それだけの力がついたということです。彼は、現在、東京でIT専門の弁護士事務所のパートナーをやっています。同じような話は全国でゴロゴロございまして、どこの大学にもそういう当初の理想を体現するような人材が入ってきたのが最初のころのことでした。

3-2 司法試験の実績

表2 司法試験合格者数・合格率の推移（予備試験合格者は除く）⁽⁸⁾

試験年	受験者数	合格者数	合格率	既修者 合格率	未修者 合格率	直近修了 者合格率	直近既修 者合格率
2006	2,091	1,009	48.3%	48.3%	—	48.3%	48.3%
2007	4,607	1,851	40.2%	46.0%	32.3%	39.3%	47.1%
2008	6,261	2,065	33.0%	44.3%	22.5%	36.9%	51.3%
2009	7,392	2,043	27.6%	38.7%	18.9%	35.0%	48.7%
2010	8,164	2,074	25.4%	37.0%	17.3%	33.0%	46.4%
2011	8,765	2,063	23.5%	35.4%	16.2%	32.5%	41.8%
2012	8,302	2,044	24.6%	36.2%	17.2%	32.9%	43.2%
2013	7,486	1,929	25.8%	38.4%	16.6%	38.5%	49.2%
2014	7,771	1,647	21.2%	32.8%	12.1%	33.0%	44.8%

(8) 法務省が公表する毎年度の「司法試験の結果」から筆者作成。

表2は、司法試験の合格者数と合格率の推移です。法科大学院修了者が最初に受けた2006年の司法試験では、約半数が合格しました。これには、先ほど紹介したような非常に優秀な人材がたくさんいたということもあります。その後、徐々に合格率が下がってきまして、2014年の司法試験における法科大学院出身者に限定した合格率は21.2%まで低下しているという状況です。もっとも、合格率は、受験者数が増加して、合格者数が変わらないか減少すれば低下するのは当然ですし、受験者数が減少しても、合格者数の減少率がそれを上回れば同様に低下します。

ただし、そのような中でも、既修者の合格率の下がり方に比べて、未修者の合格率の下がり方のほうがかなり顕著です。また、表2の一番右端に「直近既修者合格率」という欄を設けていますが、これは既修者コースを終えて修了したその年に受験した既修者の合格率のことです。この数字は、多くの年で45%から50%くらいの間にあって比較的安定しています。つまり、法科大学院できちんと勉強した既修者は、修了直後の受験で大体半分くらいが受かっているということです。この点では、法科大学院の教育の成果が一定出ているといってもよいのではないかと思います。

表3 修了年度別累積合格率⁽⁹⁾

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	既修者累積合格率	未修者累積合格率	残存受験可能期間
2005	2,176	1,518	69.8%	69.8%	—	—
2006	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%	—
2007	4,911	2,273	46.3%	65.4%	32.6%	—
2008	4,994	2,355	47.2%	68.7%	31.9%	—
2009	4,792	2,261	47.2%	67.4%	33.4%	—
2010	4,535	2,091	46.1%	63.6%	33.6%	1年
2011	3,937	1,703	43.3%	59.5%	30.0%	2年
2012	3,459	1,441	41.7%	57.0%	25.3%	3年
2013	3,037	895	29.5%	42.2%	13.8%	4年

表3は、修了年度別の累積合格率です。司法試験は今までは法科大学院修

40- 法科大学院の役割と将来展望（松本）

了後5年間に3回受けられるという制度でございました。各年度に何人が法科大学院を修了して、そのうちどれだけの者が5年間3回の受験の間に合格したかという数字が累積合格率です。

2004年度に既修者として入学した2,350人中、本来の2年間の履修を経て2005年度に修了した者が2,176人で、そのうちほぼ7割が5年以内に司法試験に合格しています。2006年度以降の修了者には、留年した者も含まれていますから、入学者数との比較は意味がありませんが、40%台の後半でほぼ安定しているということが言えます。2010年度以降の修了者はまだ受験可能年数が残っておりますから、合格率が上がっていく可能性が大きいです。

既修者の累積合格率に絞りますと、もっと高くなって60%台後半ということですから、7～8割の司法試験合格者という司法制度改革審議会意見書の提言にやや近い数字を示しているということがいえます。これに対して、未修者の累積合格率は、残念ながら既修者の累積合格率の半分前後というのが現状です。

法科大学院修了後5年間3回という持ち駒を全部使い果たして司法試験受験資格を喪失した2005年度から2009年度までの全修了者の累積合格率が49.8%で約5割という数字です。ちなみに、2005年度から2013年度までの全修了者の累積合格率は現時点で49.2%で、合格者総数は16,725人に上っています。

表4 予備試験受験者数・合格率，予備試験合格者の司法試験合格率の推移⁽¹⁰⁾

予備試験				司法試験			
年	受験者数	合格者数	合格率	年	受験者数	合格者数	合格率
2011	6,477	116	1.8%	2012	85	58	68.2%
2012	7,183	219	3.0%	2013	167	120	71.9%
2013	9,224	351	3.8%	2014	244	163	66.8%
2014	10,347	356	3.4%	2015			

(9) 「特別委員会2014年提言」（前掲注6）参考資料3-3「司法試験の合格状況」から筆者作成。

そうこうするうちに予備試験、正式には司法試験予備試験という制度が2011年から始まりました。これは誰でも受けられる、大学を出ていなくても受けられるという制度です。予備試験に合格すると、翌年の3月に法科大学院を修了した者と同様に、翌年以降の5年間3回の司法試験の受験資格を取得します。

予備試験に合格した者が翌年以降の司法試験を受けてどれくらい合格しているかの数字が、表4の右のほうに挙がっております。大変高い合格率、7割前後の合格率を出しているという現状にあります。

2014年の予備試験で合格した者が356人いて、これらの者が2015年以降の司法試験を受ける資格を得たわけですが、その356人の中で大学在学中が114人、法科大学院在学中が168人もいるということで、合わせると約8割が学部学生、法科大学院生になっています。社会人等で法科大学院に行く暇もないような人に機会を与えるという本来の予備試験の趣旨に全く反した状況であって、学部学生と法科大学院生の中の優秀な者、試験秀才を拾い上げる制度になってしまっているわけです。

予備試験合格者も1回目の司法試験に不合格であれば、翌年以降の司法試験を再受験することになります。このような前年以前からの受験有資格者を加えても、予備試験合格者のうち、7割程度しか翌年の司法試験を受験していないという結果になっています。これが意味するところを考えてみる必要があると思います。

3－3 司法試験合格者の進路

(10) 法務省の公表する毎年度の「司法試験の結果」及び「司法試験予備試験の結果」から筆者作成。

表5 司法修習終了者の進路⁽¹¹⁾

	司法試験		司法修習		判事補任用	検事任用	弁護士登録				
	合格年次	合格者数	終了年次	終了者数			一括登録時点		約1年後		
							登録者数	未登録者割合	登録者数	未登録者割合	未登録者の進路
新60期	2006	1,009	2007	979	66	42	839	3.3%			
新61期	2007	1,851	2008	1,731	75	73	1,494	5.1%			
新62期	2008	2,065	2009	1,992	99	67	1,693	6.7%	1,801	1.3%	企業・官庁・大学12, 就職活動中5, 不明・その他8
新63期	2009	2,043	2010	1,949	98	66	1,571	11.0%	1,747	1.9%	企業・官庁・大学8, 就職活動中13, 不明・その他17
新64期	2010	2,074	2011	1,991	98	70	1,423	20.1%	1,779	2.2%	企業・官庁・大学22, 就職活動中6, 不明・その他15, 登録見込み1
65期	2011	2,063	2012	2,080	92	72	1,370	26.3%	1,864	2.5%	企業・官庁・大学17, 就職活動中4, 不明・その他30, 登録見込み1
66期	2012	2,044	2013	2,034	96	82	1,286	28.0%			
67期	2013	1,929	2014								

司法試験に合格すると、多くの者は、次に1年間の司法修習を受けます。その後、修習生の皆さんはどこに行っているのでしょうかという話です。表5で、新60期から67期までの数字を挙げております。「新何期」と書いているのは旧司法試験と併存していた時代だからです。旧司法試験で受かった人数が、これにさらにプラスされます。新司法試験合格者に限定した数字だけがここに挙がっておりますが、「判事補」つまり裁判官になる者や、あるいは検事

(11) 法曹養成制度検討会議第7回（2013年1月）に日本弁護士連合会から提出された資料（www.moj.go.jp/content/000106176.pdf）ほかから筆者作成。

になる者の数はあまり増えていない。裁判官だと90人台、検事の場合が70人前後ということでございまして、それ以外の者は基本的に弁護士になっているわけです。

司法修習を終わって、弁護士の登録をするときに、ある日にまとめて一斉に登録します。その時の弁護士登録者数が一括登録時点の登録者数として挙がっています。よく見ると、一括登録時の未登録者の割合が毎年増えていきます。すなわち司法修習が終わっても弁護士として採用してもらえないために登録を見送る者の割合が毎年上がっていて、最近では4分の1くらいになっているということです。ここから弁護士過剰だという話が出てくるわけですが、1年後の未登録者は2%程度に低下しています。例えば65期という2011年の司法試験に受かって、2012年末に修習が終わり、2013年から弁護士として働くことが可能となった者のうち、最初は1,370人しか弁護士登録をしていなかったのが、1年後には1,864人にまで増えています。1年ほど経つ間に、それなりに仕事場を見つけているという現状のようです。

一番右端に記載してあるのが、修習が終わった後に弁護士登録をしていない者が一体何をしているのかということです。企業や官庁、大学等に一定数行っているけれども、「不明・その他」というのが結構あって、何をしているのかよく分からない者がかなりいるという現状でございます。

表6 企業内弁護士数の推移⁽¹²⁾

期（新旧を含む）	2008年 6月	2009年 6月	2010年 6月	2011年 6月	2012年 6月	2013年 6月	2014年 6月	2014年登録 弁護士数	2014年企業 内弁護士率
60期	42	45	48	65	68	70	80	2,056	3.9%
61期		71	75	89	104	115	119	2,082	5.7%
62期			54	71	84	109	121	2,070	5.8%
63期				61	74	85	105	1,879	5.6%
64期					95	114	138	1,909	7.2%
65期						82	111	1,863	6.0%
66期							99	1,767	5.6%
60-66期計	42	116	177	286	425	575	773	13,626	5.7%
全期を通じた企業内弁護士数	266	354	428	587	771	953	1,179	35,452	3.3%

弁護士として自ら事務所を構えて、あるいは既存の弁護士事務所に雇われて開業するというのが、テレビで出てくる弁護士像なのですが、もともと司法試験合格者数を3,000人と言われた時点では、弁護士事務所に所属することなしに弁護士として活動するということが重視されていて、企業内で、あるいは行政機関や国際機関、NPO等で働く弁護士が相当増えてくるはずだという想定がされていました⁽¹³⁾。

それが現状でどうなっているのだろうかということですが、司法修習の期ごとに、そのうちの企業内弁護士の数の経年変化を示しているのが表6です。例えば司法修習60期の者のうち2008年6月時点で企業内で働いている者は42人ですが、それが2014年6月になると80人にまで増えているということです。2014年時点の60期の登録弁護士総数が2,056人だったので、企業内弁護士の割合は3.9%ということです。ただし、表6の数字は、新司法試験に合格した者と旧司法試験に合格した者とを区別しておらず、法科大学院修了の弁護士だけの数字ではない点にご注意ください。

企業内弁護士の割合が、修習の期が下がるごとに増えてきている傾向にあります。進路として企業内で働くことを意識的に考えている者が増えており、企業側も一定数を採用しているということです。ただし、想定されていたほどの数にはなっていないということがございます。

3-4 法科大学院修了者の進路

(12) 日本組織内弁護士協会による調査「企業内弁護士数の推移」（2014年）(<http://jila.jp/pdf/transition.pdf>) から筆者作成。

(13) 「司法制度改革審議会意見書」（前掲注2）79頁。

表7 法科大学院修了者の進路状況⁽¹⁴⁾

修了年度	司法試験合格	就職	前職と同じ・継続	進学	受験中	その他	不明
2005	71.0%	6.4%	0.5%	0.3%	0.0%	0.3%	21.6%
2006	49.7%	10.8%	2.0%	0.4%	0.0%	1.7%	35.4%
2007	46.3%	10.3%	2.6%	0.4%	0.0%	0.8%	39.6%
2008	47.3%	9.7%	3.0%	0.3%	0.2%	0.9%	38.6%
2009	46.1%	6.5%	2.5%	0.3%	12.3%	0.8%	31.6%
2010	43.9%	4.9%	2.2%	0.1%	20.2%	0.4%	28.3%
2011	37.6%	2.5%	2.5%	0.1%	28.2%	0.9%	28.2%
2012	30.9%	1.4%	2.0%	0.1%	38.6%	0.7%	26.4%
合計	45.5%	6.9%	2.3%	0.2%	11.9%	0.9%	32.3%

表7は、2012年に文部科学省が行った法科大学院修了者の進路調査です。これは、各大学による調査結果を集計したものですから、結局、各大学がどこまで修了生のその後を把握しているかということを表しています。

例えば2005年度修了生、すなわち2006年3月に修了した学生の場合、司法試験に受かった者が71.0%であり、企業や行政機関に就職した者が6.4%、「前職と同じ・継続」が0.5%です。「前職と同じ」というのは職場をいったん離れて法科大学院に入学したけれども、修了後に元の職場に戻っているという場合であり、「継続」というのは職場で働きながら法科大学院に通って

(14) 「特別委員会2014年提言」(前掲注6) 参考資料4 「法科大学院修了者の進路の状況について(平成25年10月末時点)」から筆者作成。なお、表3のもととなった資料も表7のもととなった資料もともに文部科学省作成のものであるにもかかわらず、修了年度別の合格率が異なっている。これは、2009年度以降の修了者については、表7は2013年の司法試験の結果までしか反映していないのに対し、表3は2014年の司法試験の結果をも反映したものであることで合格率上昇の説明ができるが、2014年までに受験機会を喪失した2005年度から2008年度までの修了生の合格率について、表7の数値のほうが高いことの説明はされていない。他大学法科大学院への再入学や予備試験合格による受験資格再取得後の再受験による合格者がいるから「進路の状況」としては合格率がより高い数値として出るということであろうか。

て、修了後も変わらないという場合です。司法試験に受かって修習を終えた後に元の職場に復帰したり、あるいは修習に行かないで職場にとどまる者もいます。

「進学」は博士課程に行くということだと思いますが、0.3%です。さすが2005年度修了だともはや受験資格がなくなっていますから、「受験中」というのはいません。

「不明」が21.6%で、他の年度でもかなりの割合を占めています。これは、大学として何をしているかをつかめていないということです。法科大学院として、司法試験に受かった者の名前はきちんと把握していますし、早い段階で就職した者の名前も把握できています。しかし、5年かけても最終的に受からなかった者がどうなったかということは、あまりつかめていません。そういった者が2割から年度によっては4割くらいいるということで、文部科学省としてはここをもう少しきちんと把握するようにということを強調しているところでございます⁽¹⁵⁾。

さらに、法科大学院を修了しても、最初から司法試験を受けないという者もいます。私どもの国民生活センターの主務官庁は消費者庁で、2009年にできた新しい中央官庁です。そのため新卒者の採用はしばらくやれなかったのですが、2013年度に初めてキャリア（幹部候補生としての総合職）を1人採用しました。その1人だけ採用されたのが、実は一橋大学法科大学院出身の女性です。彼女は消費者行政をやりたいということで国家公務員試験

(15) 法科大学院協会が全74校中56校（修了者総数25,926人）から回答を得た「法科大学院修了者の進路状況と進路状況把握に関する調査」は、2013年3月1日時点での修了生の進路状況についてのものである。そこでは、「司法試験合格者以外の者」（13,930人）のうち、国家公務員（284人）、地方公務員（408人）、営利企業勤務（941人）、非営利企業勤務（72人）、その他（2,332人でその大部分は司法試験受験中）に対して、不明が9,893人（71%）もいることが明らかとなっている。法科大学院協会広報委員会「法科大学院修了生の活躍状況と課題（2013年度）」（2014年）8頁（http://www.lskyokai.jp/report/report20141101_2.html）参照。

を受けて、消費者庁のキャリア第一号として採用されたのです。その後も、消費者庁は法科大学院修了者を積極的に採用しています。その中には、司法試験に受かっている者もいます。また中途採用や任期付きで弁護士を採用するというも行っています。このままでいくと消費者庁というのは全官庁の中で、法科大学院修了者や法曹の割合が一番多い官庁に将来なるかもしれません。消費者保護というのは、やはり法律が大きな役割を果たす世界だということをつくづくと感じている次第でございます。

3-5 韓国の新たな法学専門大学院と弁護士試験制度

日本の現状と比べて、韓国はかなり異なった道を選択しています⁽¹⁶⁾。韓国ではロースクールのことを法学専門大学院と呼んでいますが、日本の失敗を踏まえて制度設計し、国家管理をかなりきびしく行っています。定員は全国で2,000人であり、法学専門大学院数はソウル圏内が12校、地方が13校の全部で25校です。学生定員も最大のソウル大学で150人、最小が40人です。入学定員の75%である1500人を毎年 of 弁護士試験、これは日本の司法試験に相当する試験ですが、その合格者数としています。不合格者が翌年受験しますから、75%の合格率が保証されているわけではありません。韓国の人口は日本の人口の4割くらいですので、日本に置き換えると毎年5,000人の司法試験合格者を出しているということになります。

そこで韓国の大学の先生に聞きましたところ、もう完全に割り切っているのだと言われました。弁護士というのは職業ではなく、資格にすぎないのだと。その資格を持って訴訟弁護士をやる、公務員をやる、企業で働く、NPOでがんばる、海外で活躍する。そのための資格に過ぎないのだから、たくさ

(16) 関永盛「韓国の新しい法曹養成制度」比較法研究73号(2011年)67頁、三澤英嗣「韓国の法曹養成制度」日弁連法曹養成対策室報5号(2012年)1頁、金炯科・李厚東「韓国法曹養成制度の現状」法の支配169号(2013年)17頁など参照。

ん輩出されてもかまわないのだと言われました。このように、韓国はアメリカに近い考え方でやっていくことになるようです。日本はまだ弁護士というのは職業であって、従ってその職業で食べていける人数以上に増やすのはよくないという発想が強いです。

4 その原因は何か

4-1 法曹人口抑制という事後的・外部的要因

次に、以上に述べてきたような状況が生じた原因を考えていくことにします。

一つには、法曹人口の抑制という議論が急激に高まり、合格者の数が制限されて、ついに減少に転じたことです。

2012年3月に日本弁護士連合会が「法曹人口政策に関する提言」を出して、司法試験合格者数を1,500人に減少させるべきだという主張をしていましたが⁽¹⁷⁾、政権与党の自由民主党政務調査会司法制度調査会・法曹養成制度小委員会合同会議も「法曹人口・司法試験合格者数に関する緊急提言」を2014年4月に出して、やはり1,500人への削減を提唱しました⁽¹⁸⁾。これらを受けて2014年の司法試験合格者数が、予備試験合格者も含めて1,810人にまで減りましたので、今後、何年かの間に毎年少しずつ合格者数が減って、いずれ1,500人程度になるのだらうと予想されます。

ところで、1,500人という数字は、旧司法試験がかなりの期間500人程度の

(17) 「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである」(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315.pdf)。

(18) 「我が国に力強い司法を築くために一旦体質を強化すべく、司法試験合格者数は、まずは平成28年までに1500人程度を目指すべきことを提言する」(https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf163_1.pdf)。

合格者数だったのを、法曹を増やす必要があるということで600人になり、800人になり、1,000人になり、1,200人になり、最後は1,500人くらいになったその最大合格者数と一致しています。司法修習58期、59期くらいが一番多かったのではないかと思います。

予備試験の合格者数がどうなるかも、気になるところです。旧司法試験の安定期の合格者数が500人だったので、法務省は予備試験合格者数を500人くらいにまで増やすつもりではないかと危惧していたのですが、2014年の予備試験ではあまり増えず、2013年の351人とほとんど変わらない356人の合格者ということになりました。予備試験の肥大化という現象を法務省としても回避したいところがあるのだろうと思われます。従って今後も350人からせいぜい400人まででいくのではないかと予想されます。

4－2 隣接法律専門職種との整理・統合なしの法曹人口拡大論

法科大学院制度導入の前提としての法曹人口拡大論では、どうも隣接法律専門職種との関係の整理を十分しないまま、法曹という職種の職域が今後増えるだろうし、増やすべきだという方向で議論があった感があります。司法書士とか、行政書士とか、社会保険労務士とか、あるいは弁理士や税理士とかいった、訴訟の一部を行うことができたり、あるいはその周辺の業務をすることができるという専門職との職種の統合や整理なしに、弁護士だけの職域拡大を考えたわけです⁽¹⁹⁾。ところが司法書士は司法書士で、行政書士は行政書士で、社会保険労務士は社会保険労務士で、弁理士は弁理士で、税理士は税理士でそれぞれ専門職としての職域拡大を図っているわけですから、各専門職の職域拡大の中で弁護士として実際に参入できる余地というのは、そ

(19) 「司法制度改革審議会意見書」（前掲注2）86頁では、もっぱら隣接法律専門職種の活用や協働によるワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）の推進という観点から隣接職種との関係が論じられている。

れほど増えていないという話になります。

4-3 訴訟を担当する法曹の養成を主眼とした教育・試験・修習

弁護士といっても、訴訟を行う弁護士、テレビドラマに出てきそうな伝統的弁護士の養成を主眼とした教育が法科大学院で行われ、司法試験でもそのための知識が問われ、司法試験合格後の1年間の司法修習においても、まさに裁判官、検察官、訴訟弁護士の養成をターゲットに行われます。法曹像をイギリスでいうバリスターに固定したかのような教育、試験、修習が弁護士の職域拡大にとってマイナスになっているのではないかと考えられます。弁護士として企業や行政機関で働くということを考えた場合に、訴訟だけに重点を置くことで果たしていいのだろうかというところがあります。

4-4 法学部の存続と受験資格無制限の予備試験制度の導入

法科大学院制度の導入にあたって、法学部は存続することとされました。そして、法科大学院の必要在籍期間は3年が原則とされ、法学部等で法律を十分学んできたことが認定された者、すなわち法学既修者は2年の短縮期間でもよいとされました。さらに、新司法試験と旧司法試験の並行実施期間が終了した後は、予備試験制度が導入されることが当初から決定されていました⁽²⁰⁾。予備試験の受験資格に制限はまったくなく、かつ予備試験合格者は、司法試験法4条1項によって、司法試験受験資格の点で法科大学院修了者と同等に扱われることとなっています。法科大学院はプロセスとしての教育を行い、その修了認定を行います。予備試験は、ある時点での知識量を問うという従来型の試験です。これら2つのルートが完全に並列する形で存在し、かつ法科大学院進学者の主たる供給源であるとともに予備試験受験者の主たる供給源でもある法学部が、教育スタイルを大幅に変更することなしに、将来の法曹志望者をも対象とした法学教育を行っています。

予備試験合格者の司法試験合格率が大変高いという現実の中で、かなりの

学部学生が、あるいは法科大学院生すらが、法科大学院での勉強ではなくて、予備試験に合格して司法試験に合格するというルート、いわゆるバイパスコースのほうを選択するようになってきています。このことが法科大学院教育に対していろいろな影響を与えているところがございます。

まず、法科大学院に学部から優秀な学生が来なくなるという面があります。高い授業料を払っても司法試験に合格するかどうか分からない法科大学院に行くよりは、予備試験の受験勉強のみをひたすらやって合格し、その延長上で司法試験にも合格するほうがコストが安上がりで、しかも早く法曹になれる可能性がある。法科大学院に行くと2年あるいは3年間拘束されて、それからようやく司法試験の受験資格を得られるのですが、予備試験ルートだとこの期間を短縮できるということです。

さらに法科大学院に進学した者についても、その中のかなりの数の者が予備試験を受けているというのが現状です。力試しに受ける者もいるし、期間を1年短縮して法科大学院在学中に司法試験を受験できる、授業料も半分で済むというということで予備試験を受験する者もいます。また、旧司法試験並みに競争倍率の高い予備試験に合格しているということが一種の勲章になり、司法試験に合格し、修習が終わった後の就職採用の際にかなり有利になるというような思惑もございます。

(20) もっとも、「司法制度改革審議会意見書」(前掲注2)73頁では、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる(この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。)」とかなり限定的であったが、司法試験法にはそのような限定は課されなかった。

これらは、制度発足当初からあらかじめ埋め込まれていた問題点だということができます。

4-5 司法試験問題の変質

2006年に始まった新しい司法試験も2014年で9回を数え、試験問題の質が変わってきているという感じがいたします。最初のころの試験問題というのはなかなかよく考えられていて、法科大学院で相当きたえられた者、考えさせる教育を受けた者でないと解答できないような感じの問題が出題されました⁽²¹⁾。ところが、問題文自体は旧司法試験よりはうんと長文ですが、年を追うにつれて、最初から「この論点について論じなさい」ということが問題文から明らかになっているような問題、旧司法試験時代の論点中心の試験問題に近い問題が出題されるという現象が出てまいりました。

また、当初の新司法試験は、たとえば、民事系の場合、第1問と第2問の2題出題され、そのうちの1問は大々問あるいは融合問題と称して、民法と民事訴訟法、あるいは民法と商法の双方の論点を含む問題として出題されていました。それが、最近では、民法、商法、民事訴訟法の3つの科目に明確に分断されて、それぞれ時間を分けて行われるようになっていきます。

以上のように、新司法試験の旧司法試験への回帰傾向によって、法科大学院で法科大学院特有の教育を受けなくても、司法試験に合格する可能性が大きくなったということです。予備試験に合格すれば、法科大学院の教育を受けなくても司法試験に合格するというようになってきてしまったわけです。

(21) 試験問題の質という意味では、実際の司法試験が開始される前に法務省によって試験的に行われた、いわゆる「プレテスト（模擬試験）」が一番であるというのが筆者の実感である。新司法試験プレテストについては、http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_pretest01.html参照。

5 政府の対策

5-1 入学者選抜の厳格化

こういう状況に対して、政府としてもいろいろな対策を考えておりますので、幾つかご紹介いたします。

司法試験の合格率が低いのは入学者の質が悪いからだという観点から、入学者の選抜をもっと厳格にしろという方針が出されました。まず、競争倍率、すなわち受験者数を合格者数で割った数値が2倍を下回ると、入試における競争性を確保できないから、質の高い入学者を確保するために、競争倍率を2倍以上になるようにとの指導がなされています⁽²²⁾。志願者の少ない法科大学院は、競争倍率2倍以上を維持するためには、合格者数を減らして行かざるをえません。これが、実入学者数減少の要因の1つです。

また、適性試験を受験しないと法科大学院入試に出願できませんが、適性試験の点数の下位から15%程度を目安に、適性試験実施機関において入学基準最低点を定めることが求められました⁽²³⁾。しかし、司法試験の合否だけを考えると、適性試験の点数との間の相関関係は証明されていません。

5-2 進級判定・修了判定の厳格化

法科大学院における進級判定や修了判定を厳格化すること、そのためにGPA (Grade Point Average) を導入することが求められました⁽²⁴⁾。これも、十分に教育を受けてない者が法科大学院の修了を認定され、司法試験を受けるから合格率が低くなるのだというロジックです。

(22) 特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(2009年)3頁(以下「特別委員会2009年報告」として引用)(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm)。

(23) 「特別委員会2009年報告」(前掲注22)4頁。

(24) 「特別委員会2009年報告」(前掲注22)19頁。

また、進級・修了のための成績評価の前提として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を示す共通的な到達目標の策定が提唱されました⁽²⁵⁾。そして、2010年に、「法科大学院共通の到達目標」、いわゆるコアカリキュラムというものが、文部科学省の委託を受けた研究者グループから提示されました⁽²⁶⁾。これは、義務教育でいうところの学習指導要領にあたるようなものを、法律基本7科目と、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理という法律実務基礎3科目について作成したものです。ただし、コアカリキュラムは各法科大学院での教育のミニマム・スタンダードであって、各法科大学院はそれぞれの教育理念に則ってこれを超越する到達目標をつくって、それを学生に明示して授業をやることが求められました。また、授業で取り上げない個所はきちんと自習できるように指示するなど、特定のところだけを先生の趣味で詳しい授業をやったりするのはいけないとされました。

そうこうするうちに、共通到達度確認試験というものを全国の法科大学院で一斉にやるという新しい方針が出されました⁽²⁷⁾。これには、未修者コースの1年次を対象とした試験（憲法・民法・刑法の3科目）と、未修者コースの2年次及び既習者コースの1年次を対象とした試験（法律基本7科目）という二つの試験が構想されており、また後者の試験で一定の点数を取った者には、司法試験の短答式試験を免除するという考え方も検討されております⁽²⁸⁾。予備試験と同じような問題が出題されるという可能性もあります。共通到達度確認試験がそのような性質のものとなると、コアカリキュラムは、試験の

(25) 「特別委員会2009年報告」（前掲注22）10頁。

(26) コアカリキュラムの詳細については、<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/result02.html>参照。

(27) 「特別委員会2014年提言」（前掲注6）8頁。

(28) 特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ「共通到達度確認試験等に関する調査権等経過報告」（2013年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2013/11/27/1341904_5.pdf）。

出題範囲を画するという役割を果たすようになるでしょう。

義務教育においても、小学校6年生と中学校3年生を対象に、全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）というものが行われていますが、それと同じ発想です。法科大学院生が全国で1学年2,000～3,000人くらいいる中で、全国共通の到達度確認試験によって全国レベルでどのくらいの順位の学力かが分かるわけです。そこで成績の悪い者は発奮してもっとがんばるか、あるいは早めに法曹ではなく別の進路をとるようになるだろうという狙いがあるようです。

5-3 法曹としての基礎・基本の習得の強化

法学未修者と既修者との間で司法試験合格率に大きな差がついていることから、法科大学院における未修者向けの法律基本科目の教育をもっと充実させよという方針が2009年に出されていましたが、2014年にはこれが一層強化されました。

従来だと、憲法、民法、刑法といった法律基本科目の授業の単位数を文部科学省はたいへんに厳しく制限して、授業を多めにやってはいけないと指導してきました。法律基本科目の授業の次の時間帯を授業のない空白の時間割「フォローアップタイム」にしておいて、事実上2倍の授業時間をかけることができるようにしていた大学が、認証評価で問題にされるという事態も発生しました⁽²⁹⁾。

このように、授業を多めにやってはいけないという方針だったのが、最近、かなり風向きが変わってきました。まず、2009年に、未修者コースの1年次配当の法律基本科目の授業を6単位まで増加してもよい、未修者コース1年

(29) 公益財団法人大学基準協会「平成19年度『法科大学院認証評価』結果報告書」（2008年）16頁（http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/result/law/2007/h19lawhyouka_all.pdf）。

次については1年間の履修登録単位数の上限を36単位から42単位に増加してもかまわないということになりました⁽³⁰⁾。次いで、2014年には、未修者については、1年次配当の単位数の増加だけではなく、2年次配当を含めて10単位まで増やしてもかまわないということになりました⁽³¹⁾。

さらに、司法試験の過去の問題を授業で使ってはいけないというのが昔の考え方だったのですが、この点でも方針が変わりまして、受験対策的に使ってはいけないけれどもという一応の縛りはあるのですが、過去の論文式問題や短答式問題を活用した授業をしてもよいということになりました。また、授業時間外であれば、過去の問題や独自に作成した事例問題について、時間を区切って学生に答案を作成させて、添削・指導することもよいことになりました⁽³²⁾。本日も来られていますけれども、法科大学院の修了生で弁護士として活躍している若手実務家に、積極的に学習指導の協力を得なさいというように、以前と比べてずいぶん方針が変わってきています。

5-4 法科大学院認証評価の厳格化

法科大学院は、5年に1度、全国に3つある認証評価機関のいずれかによる認証評価を受けることが義務づけられています⁽³³⁾。各法科大学院は、この準備のためにかなりの時間と費用のコストをかけております。

(30) 「特別委員会2009年報告」（前掲注22）13頁。

(31) 「特別委員会2014年提言」（前掲注6）8頁，特別委員会第64回会議配付資料5「法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするための具体的な改善方策について（案）」（2014年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/fieldfile/2014/07/25/1350067_4.pdf）。

(32) 「特別委員会2014年提言」（前掲注6）8頁，特別委員会第63回会議配付資料7「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて（案）」（2014年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/attach/1351135.htm）。

(33) 学校教育法第109条第3項，学校教育法施行令第40条。

認証評価の結果、不合格になる大学もございまして、私のおりました一橋大学も1回目の認証評価で不合格というレッテルを張られました⁽³⁴⁾。ただし、司法試験の合格率という点では、認証評価はほとんど関係ありませんでした。そこで、このたび文部科学省も方針を変えまして、客観的指標を認証評価の中に盛り込む方針を打ち出しております⁽³⁵⁾。客観的指標としては、入学者選抜試験における競争倍率、入学定員充足率と入学者数、司法試験合格率が挙げられています⁽³⁶⁾。

5－5 司法試験法の改正

2014年6月に、司法試験法が改正されました。改正点は次の2点です。

まず、従来、法科大学院修了後5年の間に司法試験を3回受験可能でしたが、資格があっても合格の自信がないから修了直後の1年目あるいは2年目は受験しないという、いわゆる「受け控え」現象が大量に発生していました。そこで3回不合格になると5年の期間が残っていても受験資格がなくなるというリスクを無くすために、法科大学院修了後5年間に5回受験できるという制度に変更されました。

改正法は2014年10月1日から施行されますから、5回受験可能という新しいルールが実際に適用されるのは、2015年の司法試験からになります。ただし、既に法科大学院を修了している者の受験可能期間が5年を超えて延長されることはありません。2011年の司法試験をピークに減少に転じていた受験者数が、2014年の司法試験において300人ほど増加した背景には、このこと

(34) 大学評価・学位授与機構「一橋大学大学院法学研究科法務専攻」（2008年）
http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/hitotsubashi_h200803.pdf。

(35) 「特別委員会2014年提言」（前掲注6）8頁。

(36) 特別委員会第66回会議配付資料5「法科大学院に係る認証評価の見直しについて」（2014年）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryu/_icsFiles/afieldfile/2014/10/20/1352597_06.pdf。

58- 法科大学院の役割と将来展望（松本）

があります。合格者数を引き下げるという方針と、受験者数の増加があいまって、今後しばらくは合格率が低下していくことになるでしょう。

次に、短答式試験科目数が削減されました。短答式試験の科目としては、従来、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法と、法律基本科目7科目すべてが課されていたのですが、憲法、民法、刑法の3科目に減りました。この3科目は実は旧司法試験の短答式試験科目でした。

さらに、2014年の司法試験法改正には盛り込まれませんでした。論文式試験科目の削減について、選択科目の廃止を含めて検討されることになっており⁽³⁷⁾、ひょっとして行政法もなくなったりすれば、これは完全に旧司法試験と同じになってしまいます。

5-6 公的支援の見直し

表8 2015年度の公的支援の見直し内容（公立2校を除く）⁽³⁸⁾

類型	法科大学院数	2015年度の交付金・補助金の基礎額	派遣教員
第1類型	13校	(本来配分額の)90%	
第2A類型	7校	80%	
第2B類型	5校	70%	入学者10名未満で派遣中止
第2C類型	20校	60%	入学者10名未満で派遣中止
第3類型	7校	50% (2016年度以降は地方校・夜間校を除きゼロ)	派遣中止

法科大学院のランク付けによって公的支援を見直すという、法科大学院にとってはたいへん恐ろしい方針が2013年に出され⁽³⁹⁾、2014年度の評価を経て2015年度から実行に移されることになりました。司法試験の累積合格率、法

(37) 「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（前掲注3）19頁。

(38) 特別委員会第65回会議配付資料4「公的支援の見直しの更なる強化策における各法科大学院の平成27年度類型一覧」（2014年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/09/24/1352164_10.pdf）から筆者作成。

学未修者の直近の司法試験合格率，直近の入学定員の充足率，法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合または社会人の直近の入学者数・割合という4つの指標によって⁽⁴⁰⁾，全国の法科大学院を大きく3つのランク，すなわち第1類型，第2類型，第3類型に分け，さらに第2類型をABCの3つに分け，合計5つの類型に区分して2015年度の政府予算からの支援額と裁判所及び検察庁からの派遣教員について差を付けることになりました⁽⁴¹⁾。

第1類型は，上位校と言い換えてもよいのですが，司法試験の合格率による順位と必ずしも一致しているわけではありません。ここには13校が属しており，2015年度の全法科大学院の入学定員総数3,175人の約半分にあたる1,591人を占めていますので，大規模校が中心ということになります。

第1類型については，とりわけ，飛び入学・早期卒業をもっと積極的に活用して，学部と合算した修学期間を短縮せよという方針が出ています。すなわち，現状では，学部で4年間勉強して卒業してから，法科大学院で2年あるいは3年勉強するわけで，法学部に入学した学生の場合でも，司法試験受験資格を獲得するまでに最低6年間かかります。これをもっと短縮せよ，法学部の優秀な学生については，学部3年を終えた段階で早期卒業あるいは飛び入学（大学卒業をしなくても法科大学院への入学を許可する）させて，2

(39) 文部科学省「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（2013年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryu/_icsFiles/afieldfile/2013/11/27/1341904_1.pdf），特別委員会第57回会議配付資料2-2「人的支援見直しの基準について」（2013年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryu/_icsFiles/afieldfile/2013/11/27/1341904_2.pdf）。

(40) 本文で挙げた4つの指標の結果として第3類型になった場合にのみ，夜間開講の有無または同一都道府県内の法科大学院数が特別の配慮指標として加えられ，1つ上のランクになる可能性がある。

(41) 2015年1月16日に文部科学省から公表された「法科大学院公的支援見直し加算プログラムの審査結果について」によると，2015年度の交付金等について，本来の配分額と同じないしそれ以上の額が配分されたのが10校，本来配分額に満たなかったのが42校となった（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/01/1354534.htm）。

年コースである既修者コースに入学させて、トータル5年間で司法試験受験資格を取得して、法曹になれるようにしろということです⁽⁴²⁾。そのための工夫をすれば、国からの支援額を加算して、場合によっては本来額以上への増額もあるという誘導です。

第2類型が中位校ということでしょうが、ここに入っております32校については、とりわけ質の高いエクスターンシップや企業や自治体と連携した就職支援による法曹以外への職域開拓を求めているところがございます。その面で工夫すれば、加算してもらえる可能性があります。

また、定員充足率が75%を下回ると1ランク下げられ、さらに50%を下回るとさらに1ランク下げられます。したがって、財政支援をテコに入学定員削減への圧力がかかっているということになります。ただし、ランクを維持するために定員を減らそうとしても、定員が15人未満になる場合は、適正な規模の教育環境の維持という観点から、ランク維持は認められません。

さらに、第2B類型と第2C類型については、入学者数が10名を切った場合には、裁判所と検察庁からの教員派遣を中止するとしています。

第3類型に位置づけられた7校の法科大学院は、2015年度は50%に減額のうち、連合大学院や他校と統廃合すれば加算してもらえますが、そのような方策をとらない場合は、2016年度からは50%に減額された基礎額もなくなり、地方校や夜間校のみ加算される可能性があるにとどまります。さらに、2015年度から裁判官及び検察官の派遣を中止されます。これは、端的に言って、法科大学院教育から撤退することが求められている感があります。

以上のように、文部科学省として大学を幾つかに分けて誘導しようとしている色彩がかなり見えるところでございます。

(42) この点は、「特別委員会2014年提言」（前掲注6）10頁においても強調されている。具体的なイメージとしては、法科大学院特別委員会第61回会議配付資料5-3「早期卒業、跳び入学の現行規定について」（2014年）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afiedfile/2014/05/15/1347725_17.pdf）参照。

5－7 入学定員の一層の削減

2015年度の法科大学院入学定員総数は3,175人ですが、入学定員の一層の削減が求められています⁽⁴³⁾。実入学者の数は2014年度でも2,000人余りなのですが、司法試験合格者数が1,500人程度で、累積合格率7～8割を実現するためには、かりに予備試験合格者数が300人台後半で抑制されとしても、法科大学院入学定員の2,000人程度への削減が必要と思われます。

この点で、韓国の弁護士試験合格者数が1,500人で、法学専門大学院入学定員総数2,000人、法学専門大学院数25校という数字が参考になります。文部科学省による法科大学院分類で、派遣教員の派遣中止について言及されていない第1類型及び第2A類型の法科大学院総数が20校、入学定員総数1,861人となっており、第2B類型まで入れると25校、2,053人である点は示唆的です。

6 展望 — 法科大学院はどのような役割を果たすべきか

以上に述べたような状況の中で、今後、法科大学院がどのような役割を果たすべきかという展望の話に移らせていただきます。

大変厳しい状況にあると言わざるをえません、当初掲げられましたプロセスとしての法曹教育という理念はやはり維持すべきだろうと思います。点の試験である予備試験は残るわけですが、法科大学院としてきちんと2年間あるいは3年間の教育をすることによる良い法曹づくりという点は欠かすことができないと思います。そして、そのようなプロセスで養成された法曹がダメな法曹なのか、良い法曹なのかという評価を行うことが重要です。法科大学院を修了して最初に法曹となった者は、2014年末現在で、実務経験7年ですから、そろそろ評価をしてもよい時期になっていると考えられます。

(43) 「特別委員会2014年提言」(前掲注6) 7頁。

どのような形で評価をするかの検討がまずは必要ですが、実務経験10年になる前には何らかの評価を行うべきと思います⁽⁴⁴⁾。それでダメなら「やはり法科大学院教育に問題がある」と言われても仕方がないでしょう。

次に、法科大学院における教育プログラムの充実ということですが、専門家としてさまざまな働き場所があるのだということを示すようなプログラムを実施していく必要があります。訴訟弁護士とか、裁判官とか、検察官だけを念頭においたものではない教育プログラムです。

また、すべての学生が法曹になれるわけではないという現実を踏まえますと、法科大学院で学んだことを生かせる職域づくり、広い分野での就職支援というのも欠かせないだろうと思います。

7 むすび

最後に、みなさまの近くにおられる学部学生から進路について質問されたときには、法科大学院は決してバラ色ではないけれども、やりがいのある仕事に就くための一つのプロセスとしてチャレンジする価値はあるんだと伝えていただきたいと思います。

以上でちょうど時間になりましたので、私のお話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(44) 宮澤節生教授のグループが、62期修習生を経て弁護士となった者を対象に、弁護士本人の意識や業務についての調査を行っている。宮澤節生ほか「第62期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集4号（2011年）57頁、宮澤節生ほか「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感－第1回郵送調査第2報－」青山法務研究論集6号（2013年）35頁、宮澤節生ほか「第62期弁護士第2回郵送調査第1報－調査の概要と記述統計－」青山法務研究論集9号（2014年）67頁。